

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(23)

平成25年4月25日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 里 啓

和義
辯護士
事務所

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 崎 政 久

和義
辯護士
事務所

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

伊 東 幸 太

和義
辯護士
事務所

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

兼 島 雅 仁

和義
辯護士
事務所

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

山 下 裕

和義
辯護士
事務所

(原告準備書面(25)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(25) 1について

認める。

2 同2(上記①~④)について

(1) 同(1)について

争う。

鳥類に関する予測結果及び評価については、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」(甲A6)P3-130に示すとおりであり、5haを除く干潟が残ることだけをもって環境影響が軽微である旨主張してい

るとの指摘は誤りである。

(2) 同(2)について

本訴訟とは関係しない。

3 同3 (上記⑤)について

被告沖縄県知事の主張は、被告準備書面(13)で述べたとおりである。

4 同4 (上記⑥)について

本件訴訟との関連性は認められない。

5 同4 (上記⑦)について

被告沖縄県知事の主張は、被告準備書面(8)で述べたとおりであり、工事の影響と特定できるような環境の変化は認められていない。

6 同5 (まとめ)について

争う。

鳥類については、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」(甲A

6) P 3 - 1 3 0 に示すとおりであり、影響は軽微であると考えられる。

以上